

令和8年度

東大和市

特例小口零細企業資金融資制度のご案内 《 創業資金・特定創業資金 》



東大和市 政策経営部 地域活性課
東大和市中心 3 丁目 930 番地 4 階
電話番号 042-563-2111 内線 1071



東大和市観光キャラクター
うまべえ

申込者の資格

個人事業主又は法人

- 次のいずれかに該当する者。
 - 金融機関の融資実行日から1か月以内に創業しようとする者で、市内に主たる事務所又は事業所を有している(1か月以内の予定含む)者であること。
 - 創業して1年未満の者で、市内に主たる事務所又は事業所を有している(1か月以内の予定含む)者であること。
- 常時使用する従業員(パート等を含む)の数が20人以下(商業・サービス業は5人以下)であること。
※但し、「役員」と「家族従業員」は人数に含まない。
- 東京保証協会の保証対象業種であること。(法人の場合は原則、代表者個人の保証が必要)
- 納期限を経過した市町村民税及び固定資産税を完納していること。
- 確実な事業計画を有すること。
- 全国の信用保証協会の保証付融資残高と申込金額と合計が**2,000万円未満**であること。
- 現在「東大和市制度融資」を利用していないこと。※ただし「不況対策特別資金」を除く。
- 過去に東大和市制度融資の「創業資金」及び「特定創業資金」の利用実績がないこと。

* 特定創業資金の利用希望者については、経済産業省関係産業競争力強化法施行規則第7条第1項の規定に基づく「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書」を有していること。

* 融資対象者は現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しない者、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しない者及び暴力的な要求行為を行わない者とする。

融資内容

| 資金用途 | 限度額 | 償還期間 | 償還方法 | 利率 | (市からの補助) 保証料補助 | (市からの補助) 利子補給 |
|--------|-------|---------------------|------|------|-------------------|--|
| 創業資金 | 500万円 | 5年以内 (据置6ヶ月以内含む) | 割賦償還 | 1.9% | 保証料の2/3 | 法人 70% 個人(市民) 70% 個人(市外居住) なし |
| 特定創業資金 | 700万円 | 7年以内 (据置6ヶ月以内含む) | 割賦償還 | 1.9% | 保証料の100% | 法人 100% 個人(市民) 100% 個人(市外居住) 70% |

* 融資利率は「2026年4月1日から2027年3月31日」となります。

* 市の融資制度(小口・特例)を活用する場合については、**1事業者につき1口**とします。(融資制度を重複してご利用いただくことができません。) 但し、「不況対策特別運転資金」については、「小口事業資金」又は「特例小口零細企業資金」いずれかの「不況対策特別運転資金」以外の資金と重複することが可能です。

申込書類

| | 個人事業主の場合 (実印をご持参ください) | 法人の場合 (「代表者印」及び代表者の「実印」を持参ください) |
|-------------|--|--|
| 創業資金・特定創業資金 | ① 市指定の申請書 ② 東京信用保証協会用申込書類一式 ③ 市町村民税及び固定資産税の納税証明書 ④ 確定申告書写し(※ない場合源泉徴収票の写し) ⑤ 印鑑登録証明書 ⑥ 創業計画書 ⑦ 事業に必要な許認可証の写し ⑧ その他必要書類(見積書等) ⑨ 情報提供に関する同意書(保証付融資残高確認用) ⑩ 【特定創業資金申込みの方のみ】 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書 | ① 市指定の申請書 ② 東京信用保証協会用申込書類一式 ③ 法人市民税及び固定資産税(法人名義)の納税証明書(※ない場合は、代表者の市町村民税及び固定資産税の納税証明書) ④ 登記事項証明書 ⑤ 代表者の確定申告書写し又は源泉徴収票の写し ⑥ 印鑑証明書及び代表者の印鑑登録証明書 ⑦ 創業計画書 ⑧ 事業に必要な許認可証の写し ⑨ その他必要書類(見積書等) ⑩ 情報提供に関する同意書(保証付融資残高確認用) ⑪ 【特定創業資金申込みの方のみ】 特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明書 |

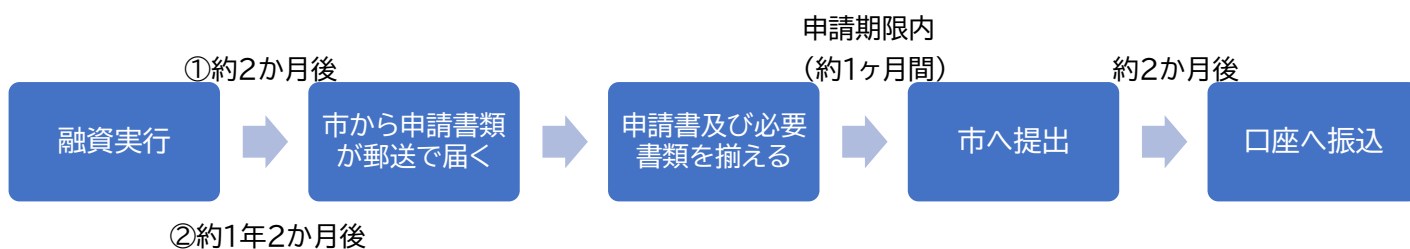
*証明書は最新年度版をご用意ください。

*その他必要書類を追加で提出していただく場合もあります。

融資に関わる補助金の流れ(別途、市への申請が必要です。)

①信用保証料補助金 融資実行日から約2か月後

②利子補給金 融資実行日から約1年2か月後(1年経過毎に)



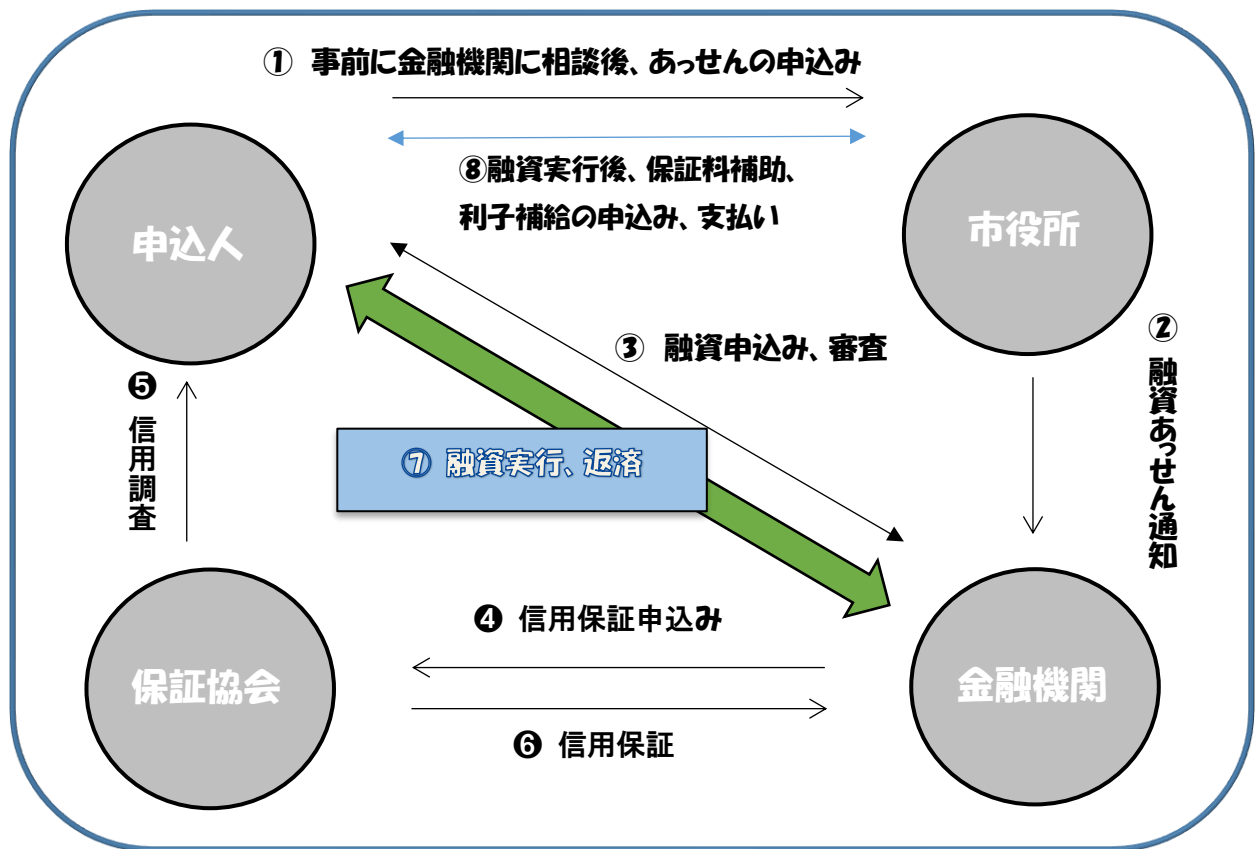
申請の際には再度簡単な審査を行います。万一、条件を満たしていない場合は補助金が受けられません。

注意

融資期間が1年以下の融資契約は、利子補給の対象とはなりませんのでご注意ください。

本件は申込者の資格要件から外れた場合(個人の方で融資期間中に市外へ転出、法人の方で事務所を市内に有しなくなった、常時使用する従業員数が超えた、等)、利子補給の支給は要件から外れた日までとなりますので、ご注意ください。

融資あっせんの流れ



取扱金融機関

| 金融機関名 | 支店名 | 所在地 | 電話番号 |
|---------|--------|--------------------|--------------|
| 青梅信用金庫 | 東京街道支店 | 清水 6-1199-8 | 565-2131 |
| | 東大和支店 | 南街 5-1-17 | 561-0511 |
| 西武信用金庫 | 桜街道支店 | 上北台 3-452-17 | 563-6711 |
| | 東大和支店 | 狭山 4-1394-1 | 562-4111 |
| 大東京信用組合 | 東大和支店 | 南街 3-55-8 | 567-2011 |
| 多摩信用金庫 | 東大和支店 | 南街 5-65-2 | 564-7111 |
| 飯能信用金庫 | 東大和支店 | 桜が丘 4-302-3 | 565-3755 |
| 三井住友銀行 | 東大和支店 | 国立市中 1-8-45(国立支店内) | 0570-043-195 |
| りそな銀行 | 東大和支店 | 中央 3-853-2 | 565-5311 |

関係機関の連絡先

| | 所在地 | 電話番号 |
|-----------------|----------------------------|----------|
| 東京信用保証協会 立川支店 | 立川市曙町 2-37-7 コアシティ立川ビル 5 階 | 525-6621 |
| 立川税務署 | 立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎内 | 523-1181 |
| 立川都税事務所 | 立川市錦町4-6-3 立川合同庁舎内 | 523-3171 |
| 東京法務局立川出張所(登記所) | 立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎内 | 524-2716 |